国際交流会館利用規則

皆さんに国際交流会館での生活をより快適に過ごしてもらうために、国際交流会館利用規則があります。以下の規則は必ず守ってください。

規則に違反した場合は、たとえプログラム期間中でも退寮を命じられることがあります。利用に際しては十分に注意してください。

何か困ったことや質問等がある場合は、いつでも気軽にオフィスまで来てください。

国際交流会館の利用に際して



≪所　在　地≫

〒２１４－００３２　神奈川県川崎市多摩区枡形６－２２－１９

専修大学国際交流会館　〇〇〇〇（**部屋番号**）

※宅配便などは部屋番号を必ず入れてください。

電話番号　（受信専用）

１階　０４４－９２２－４３８７

２階　０４４－９１１－８１１３

３階　０４４－９４６－７０１１

（事務室専用・緊急時のみ）

０４４－９１１－２０４６

ＦＡＸ　（事務室専用）

０４４－９２２－５９１２

1. 施設・備品について

国際交流会館に備え付けられている設備や備品については、大学の備品です。国際交流会館を利用する寮生が共有して使用するものになりますので、丁寧に取り扱ってください。壊したり勝手に位置を変えたりしないでください。万が一、国際交流会館の設備や備品を壊してしまった場合は、すぐに国際交流会館事務室まで報告してください。また、自己の故意や過失によって設備または備品に被害を及ぼした場合は、学生本人が賠償の責任を負います。

① 寮室

A) ベッド・机・椅子・デスクライト・クローゼット・寝具類・冷蔵庫とタオル掛け・本棚・洗濯物入れカゴ・洗面道具入れカゴ・衣装ケース・WIFI ルーターが設置されています。LAN ケーブルが必要な場合は事務室より貸出できます。

B) ベッド下に収納スペースがあります。スーツケース2つの保管が可能です。

C) 節電のため、居室を出る時は、必ず消灯し、エアコンのスイッチも切ってください。

D) 紛失、盗難防止のため部屋を出る時には必ず鍵をかけるようにしてください。

E) 部屋の鍵は、紛失しないよう十分に注意してください。鍵を紛失した場合は、鍵交換等に係る費用として20,000 円を負担してもらいます。実際に発生した鍵交換費用、修理費用その他関連費用の合計額が 20,000 円を超える場合は、その超過額についても負担してもらいます。

F） 部屋は各自で掃除してきれいに使ってください。掃除機はランドリールーム、雑巾・モップ・バケツ等の清掃用具はキッチンにあります。

G） 布団・毛布・枕・シーツ・布団カバー・枕カバーは貸し出します。

H） リネン類（シーツ・布団カバー・枕カバー）は1ヶ月に1回取り替えることができます。リネン交換の手順については、館内ツアーの説明に従ってください。

② トイレ・洗面所

A） 各階にあります。男女別で共用となります。

B） ペーパータオルなどは設置していないため、各自のタオル又はハンカチを使用してください。

C） トイレットペーパーはトイレに流してください。汚物入れに捨てないようにしてください。

③ キッチン 【 5:00a.m. ～ 10:00p.m. 】

A） IHクッキングヒーター・オーブン・電子レンジ・トースター・炊飯器・冷蔵庫・フードロッカー・キッチンツール・食器・鍋・フライパン等があります。

B） 各寮生にフードロッカーを割り当てます。常温保存できる食材はフードロッカー内に保管してください。

C） 冷凍庫・冷蔵庫に食材を保管する際には各自のフードボックスに入れて食材を保管してください。

D） IH クッキングヒーターのあるユニットに調理器具等、必要なものがセットされています。各ユニットに設置されているものを使用してください。使用した台所用品は、必ず全て洗って元の位置に戻すように心がけてください。

E） 食器ふきと手ふきは各自で用意してください。

F） 国際交流会館滞在中に使用する食器は貸出となります。
貸出セット内容：皿 1 枚、シリアルボウル1つ、マグカップ1つ、スプーン・フォーク・ナイフ 1 本ずつ、はし 1 膳（各自で準備した食器類はフードロッカーで保管し、退寮する際は持ち帰るようにしてください。）

G） 食器類は部屋や共用エリアに置いたままにせず、きちんと洗ってキッチンに戻すようにしてください。他のところへ放置してあるのを見かけたら撤去します。退寮時に返却してもらいますので、各自で責任を持って使用してください。最後はきれいに洗ってから返却してください。

④ ダイニング

A） ダイニングにはテレビがあります。音が響きますので、特に夜間は静かにしましょう。

B） 食事の後は、自分が使用したダイニングのテーブルのふき取りと消毒をしてください。

⑤ ラウンジ

A） 夜間は周辺の部屋に滞在している学生に迷惑が掛からないように、静かに利用してください。

B） ソファやテーブルに個人のものを置きっぱなしにしないようにしてください。また室内物干しの洗濯物は乾いたら各自の部屋に持ち帰ってください。物干しは共同で利用することになります。一部の人が占有しないようにしてください。

⑥ シャワールーム 【 6：00a.m. ～ 12：00a.m. 】

A） 男女とも1階にあります。他の人の迷惑にならないよう、使用時間を厳守してください。

B） 洗面台に設置されているドライヤーを使用した後は、洗面台周辺をきれいにしましょう。髪の毛が落ちていたらペーパーにくるみ、ゴミ箱に捨ててください。

C） 洗面台を使用した後は、次の人のために「洗面台」と書かれたタオルでふいておきましょう。

D） 脱衣所の床が濡れないように、シャワールーム内で体を拭いてから出るようにしてください。

E） 個室シャワーを使用した後は、次の人のために排水溝の髪の毛は各自で捨てるようにしてください。

F） ロッカーに鍵はありませんので、貴重品の管理に気を付けてください。

G） 個室シャワールームのタオル掛けには重い物をかけないでください。破損の原因になります。

⑦ ランドリールーム 【 6:00a.m. ～ 10:00p.m. 】

A） 1 階、2 階・3 階の各列に設置されています。整理整頓し、きれいに使ってください。

B） 利用の際に使える硬貨は 100 円玉のみです。
洗濯機:200 円/回、乾燥機:100 円/30 分

C） 掃除機は各ランドリールームにあります。使用後は、必ず元の場所に戻してください。

D） スチームアイロンも各ランドリールームにあります。使用後は必ずスイッチを消し、コンセントを抜いておいてください。アイロンを使用する場合はランドリールーム内で使用してください。部屋への持ちこみは禁止です。

⑧ スタディールーム 【 7:00a.m.～1:00a.m. 】

A） 3 部屋あります。Aはパソコンルーム、BとCは自習室です。

B） B と C は講座等で使用する場合があり、使用できない時もあります。

C） スタディールームでの飲食は禁止ですが、B と C のみペットボトル飲料の持ち込み可能です。

D） スタディールーム A にはプリンターを設置しています。ただし、大量にプリントアウトする場合は、学内の情報科学センターのパソコン及びプリンターを利用してください。

E） スタディールーム A のパソコンは共用です。データは保存しないでください。保存は全て各自の USB へ行うようにしてください。また、パソコンの設定変更や新たなプログラムのインストール等はしないでください。

F） 他に使用している人がいない場合は、部屋の電気及びエアコンは必ずオフにしてください。また他の人も利用できるように常に清潔に保つよう心がけてください

⑨ レクルーム 【 6:00a.m. ～ 11:00p.m. 】

A） テレビ・DVD・電子ピアノ・ギター・卓球台・マンガ・本などが設置してあり、防音室になっています。

B） レクルームの備品は全て寮生全員で共有するものです。レクルームから持ち出さないでください。

C） 使用したものは元のあった場所に戻しましょう。

⑩ 屋上 【 7:00a.m. ～ 7:00p.m. 】

A） 洗濯物や布団を干す場合のみ使用可です。

B） 近隣住民の迷惑になるので、日焼けのための使用やパーティー等は禁止です。静かに使用してください。

⑪ シューズボックス

A） 玄関、ロビー、インターナショナルホール以外は土足厳禁です。正面玄関で靴を脱ぎスリッパに履き替えてください。室内用のスリッパでそのままロビーに出ないでください。

B） 脱いだ靴は必ずシューズボックスへ入れてください。

C） 雨の日の濡れた靴はシューズボックス側の玄関にて乾かしてもよいですが、必ず乾いたら自片付けてください。出したままの靴を見かけた場合はスタッフが撤去します。濡れた傘も乾いたら付けてください。

⑫ 郵便物/宅急便

A) 郵便物や宅急便の住所の記載には、自分の部屋番号まで入れてください。

B) メールボックスに入らない郵便物/宅配便は基本的に「置き配」となります（短期留学生はメールボックスの割り当てはありません）。届いた荷物は一旦事務室で預かり、閉室時間までに取りに来ない場合は、2階ダイニングにある宅急便置き場に置きますので、各自で自分の荷物を持って行ってください。なお、貴重品などにより国際交流会館事務室で預かってほしい場合は、予めスタッフに申し出てください。

C) クール宅急便など特殊な荷物は、各自寮に滞在している時間に配達してもらうようにしてください。

D) インターネットサイトでの買い物は、料金代引きや着払いを利用しないでください。

E) Uber Eats などのデリバリーサービスを使用する場合は各自の責任において利用してください。宅配に関するトラブルは大学が一切責任を負いません。

F) 生協は受取が本人限定のため利用しないでください。

⑬ 電 話

A) 事務室横に公衆電話があります。100 円・10 円硬貨のみの利用となります。この公衆電話で国際電話をかけることができます。

B) テレフォンブースには、個室があります。

C) 1、2階ダイニング、3階Sラウンジ32に受信専用の電話があります。相手から電話をかけてもらう場合に利用できます。

電話番号（受信専用）
1階　044－922－4387
2階　044－911－8113
3階　044－946－7011

⑭ インターネット

A) 国際交流会館は大学内とは異なる WiFi となります。

B) 各部屋には WiFi ルーターが設置されています。共用エリアはアクセスポイントが設置されています。

C) 各部屋のルーターには個別の ID とパスワードが記載されています。

D) 各居室内の WiFi ルーターの ID とパスワードは、各部屋の居住者のみ利用可能です。部屋を移動した場合は、これまでの部屋の ID とパスワードの履歴は削除してください。

E) 共用エリアで WiFi が使用可能な場所は、ダイニング・キッチン(1 階・2 階)、レクルーム、N ラウンジ 15、インターナショナルホール、ロビー・エントランス、スタディールームです。

F) 共用エリアは別途 ID とパスワードが設定されています。共用エリアの ID とパスワードは入寮の際にお知らせします。

G) 次の行為はしないでください。

- ユーザーID およびパスワードの貸し借り
- 違法ダウンロードや不正アクセス

これらの行為をした場合は、利用を停止することがあります。

2. 貴重品・身の回り品の取り扱いについて

国際交流会館内での貴重品及び身の回り品は、事務室横の電子ロック式の金庫（セキュリティボックス）を使い、各自が責任をもって管理してください。共有スペースに私物を置いたままにしないようにしてください。紛失や盗難、破損等いかなる場合でも、専修大学は責任を負いません。 また、部屋を出る時には必ず鍵をかけるようにしてください。

3. 生活について

① 開門時間 【 6:00a.m. ～ 11:00p.m. 】

A） 正面玄関の扉は防犯のため 11:00 p.m.から翌朝 6：00a.m.まで鍵をかけます。帰寮が **11：00p.m.**を過ぎる場合は、オートロックの鍵を自分で開けて中に入ってください。

B） 国際交流会館は他の学生との集団生活であるため、深夜の帰寮を避けて遅くとも **1:00a.m.までには帰寮してください。なお、12:00a.m.を過ぎて帰寮した場合は、シャワールームの利用時間外になりますので翌朝まで使用できません。**

C） 万が一、オートロックの鍵を開けられない場合でも大学は責任を負いません。

D） 暗証番号は、館内ツアーでお知らせします。寮生のみに教えています。他の学生に決して教えないようにしてください。

E） 深夜は近隣住民に迷惑がかからないように国際交流会館周辺では静かにしましょう。

F） 翌日の授業に差し支えないように留意しましょう。授業への出席は自己責任です。

② 外泊

A） 外泊をする場合には、危機管理上、**必ず「外泊許可願」を 10 日前までに国際交流センター長宛てに提出のうえ、「外泊許可」を受けてください。**た、外泊期間の宿泊料金は返還しません。

③ 訪問時間

A） 友人や家族は、国際交流会館 2 階のロビーまでは訪問が可能です。

B） キャンパスアシスタントは、国際交流会館2階のダイニングまで入館が可能です。訪問できる時間帯は、平日の 10:00a.m.～7：00p.m.です。土日や祝日及び大学の休日は、入館できません。

C） 事前に登録している特別聴講生のチューターの学生は、特別聴講生と一緒にダイニングまたはスタディールームを使用することができます。

D） チューターの学生は、来館時に国際交流会館オフィスで入館手続きを行い、国際交流会館滞在中は、「VISITOR」という名札をつけなければなりません。訪問可能時間帯は、平日の 9：00a.m.～9:00p.m.です。

④ 共有施設・寮室

A） 各寮室にはその部屋の滞在者以外入ってはいけません。盗難防止、各自のプライベート空間の確保のためです。

B） 共有施設寮生寮内の風紀を乱すような行動、寮生活に不快を与える行動は厳に慎んでください。また、寮生は各自の居室、共有スペースともに良好な状態を保持することに留意しなければなりません。

1） 寮室にはその部屋の滞在者以外入らないこと。

2） ルームメイトのプライバシーを侵害しないこと。

3） 寮室は居室以外の目的に使用しないこと。

4） 寮室の内装変更や工事などを行わないこと。

5） 故意または過失により施設設備を破損、汚損もしくは滅失した場合は、その現状回復に必要な経費を負担し弁償すること。

6） スタディルーム、ダイニング、キッチン、レクルーム、ラウンジ、玄関周辺など共用スペースの使用にあたっては、常に整理整頓を心がけ、自分の物を放置しないこと。

7） 国際交流会館内において、スマートグラスは使用しないこと。また、スマートフォン等で撮影した写真又は動画を SNS 等に投稿する場合は、写っている者の了承を得ること。

⑤ 清掃とゴミの処理について

A） 掃除当番は必ず責任をもって引き受けてください。

B） ごみは、各階に設置されているごみ箱にそれぞれ、『燃えるごみ』『プラスチックゴミ』『缶・ペットボトル』『ビン』『ミックスペーパー』『電池』『小物金属入れ』の分別をして捨ててください。牛乳パックは各自スパーマーケットの回収箱に捨ててください。カレーやキムチなどの汚れの酷いものは『燃えるゴミ』に捨ててください。生ごみは他のゴミと一緒にせずビニール袋に入れ『燃えるゴミ』で出してください。

⑥ 食事

国際交流会館では食事の提供はありません。また、キャンパスには学生食堂、向ヶ丘遊園駅周辺にはファーストフードやレストランなどもあります。

⑦ 飲酒について

A） 館内へのアルコール類の持ち込み及び飲酒は、堅く**禁止**しています。また、プログラムに関わるアクティビティ（移動時を含む）及び国際交流会館（玄関付近・屋外を含む）やキャンパス内でも飲酒は禁止です。

B） 日本の法律により 20 歳未満の人は飲酒できません。違反者には、刑罰も科されます。

C） **過度な飲酒、コンビニ前での飲酒など、周囲に迷惑をかけるような飲酒は禁止です。国際交流会館内での飲酒でなかった場合でも、**トラブル・事故に発展した場合は厳正に対処します。また、飲酒事故、トラブルの内容によっては退学、停学、退寮処等に科される場合があります。

D） 法律違反を犯した場合や飲酒による事件を起こした場合は、学則上重い処分となるだけではなく、法律上の責任を負うことになります。

⑧ 喫煙について　喫煙所 【 7:00a.m. ～ 11:00p.m. 】

A） 館内での喫煙（加熱式たばこも含む）は堅く禁止しています。 喫煙は、灰皿が設置してある1階Nラウンジ15の外側でのみ可能です。

B） 必ず所定の外履きに履き替え、喫煙後、再度入館する際はドアの鍵を閉めてください。

C） 日本の法律により指定された場所以外の喫煙は認めていません。20 歳未満の人は喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへの立入は一切禁止されています。

⑨ 火の取扱いについて

火事の原因になるので、喫煙スペースなど特別認められた場所を除いて、寮内及び大学敷地内で火を使うことは禁止されています。部屋の中で、ライター・マッチ・ろうそくの使用、お香を焚くなども禁止です。

⑩ 騒音について

A) 他の人の迷惑にならないよう、館内は静粛にしてください。 特に夜間の騒音などは近隣住民の迷惑になるので、十分に注意をしてください。

B) レジデント・アシスタントやスタッフからの要求があった場合は、必ずその指示に従ってください。

C) 屋上のファンの音は、夜遅くには近所迷惑になります。換気扇を使用する以下の施設は、使用時間を守って使用してください。

D) 寮内でも Quiet Hour（23:00～7:00）を守り、ルームメイトや他の寮生に迷惑をかけないようにしましょう。

● シャワールーム	6:00 a.m. ～ 12:00 a.m.
● 乾燥機	6:00 a.m. ～ 10:00 p.m.
● 台 所	5:00 a.m. ～ 10:00 p.m.

⑪ 駐車場および車の利用について

滞在者は駐車場および乗用車の利用はできません。

4. 感染症対策と健康管理について

① 国際交流会館での生活は、様々な学生との協働生活となります。このため各自、体調管理を行い、感染症の予防に努めて生活してください。

健康管理
A) 手洗い・うがい・消毒を行う
B) 適度な運動を行う
C) 十分な睡眠をとる

② 感染症の疑い・罹患した場合

A) 37.5℃以上の発熱、嘔吐、下痢など感染症が疑われる症状があった場合は、直ちに国際交流会館事務室へ申し出てください。事務室不在の場合は RA に申し出てください。

B) インフルエンザや新型コロナウイルス、ウイルス性胃腸炎等の可能性がある場合は、必ず医療機関を受診し検査を受けてください。病状の判断は医師が行うものです。自己判断しないでください。

C) 感染症の診断を受けた場合は、医師が指定する療養期間をバリアフリールームや自宅等で療養してください。その間、共用施設（キッチンを含む）を使用することはできません。

D) 感染症の診断が出ない場合でも、発熱や嘔吐等の症状がある場合には、国際交流事務課の指示のもと、所定の個室を使用し、定められた療養期間を過ごすことになります。

E) 職員が状態を確認し、隔離期間終了の判断をしますので、自己判断はしないでください。

5. 違法行為などの取扱い

A) 寮内及びプログラム実施期間中に、本人または他人に危害を及ぼすような行為や危険とみなされる行為があった場合は、退寮処分とします。さらに日本の法律を犯した場合は、近隣の警察署に通報します。お互いにマナーを守って快適に過ごせるよう、ご協力ください。

B) 国際交流会館内及び学内において宗教やマルチ商法等の勧誘・宣伝および、それにつながる行為は一切禁止しています。そのような行為を確認した場合には、退寮処分とします。また、勧誘等を受けた場合、あるいは勧誘している場面を目撃したり居合わせた場合は、すみやかに国際交流会館職員までお知らせください。